

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

ブラザービル株式会社 高松市今新町1番地8

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西村ジョイ屋島店 高松市屋島西町2109番地20

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

変更前 ショッピングモール屋島

変更後 西村ジョイ屋島店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ブラザービル株式会社 代表取締役 中村久也

変更後 ブラザービル株式会社 代表取締役 木村嘉己

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後 西村ジョイ株式会社 代表取締役 西村泰昌 高松市成合町891番地1

西村ホームズ株式会社 代表取締役 西村寿 高松市成合町812番地1

(4) 変更年月日

1(3)ア及びウの事項 平成19年4月19日

1(3)イの事項 平成18年10月27日

(5) 変更理由

1(3)ア及びウの事項 新たな業態の店舗として改装を行い、小売業者を変更したため

1(3)イの事項 代表者の変更が生じたため

2 届出年月日

平成19年3月16日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年3月27日（火曜日）から同年7月27日（金曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成19年7月27日（金曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ